

消費者契約法による取消・無効

民法より要件緩和

消費者契約法は、消費者の契約取消権を認める場合として次のような規定をおいています。

事業者が契約の締結の勧誘をするに際し、重要事項につき、不実の告知をしたこと、断定的判断を提供したこと、不利益事実を故意に告知しなかったことにより消費者が誤認し、それによって契約した場合に、消費者はこれを取り消すことができるとしています（消費者契約法4条①②）。

事業者が契約の締結を勧誘するにあたって、消費者の退去要求にもかかわらず事業者が退去しなかったり、一定の場所から消費者を退去させなかったりしたために消費者が困惑し、それによって契約した場合に、消費者はこれを取り消すことができるとしています（同法4条③）。

これらは民法の錯誤・詐欺・強迫の厳格な成立要件を緩和するとともに抽象的な要件を具体化明確化し、消費者の取消権を広げたものです。

この取消権の行使期間は、「追認することができる時から6カ月間」、「当該消費者契約の締結の時から5年」とされています（同法7条①）。

消費者にとって不当な契約条項を無効とする規定として、次の3つの場合があります。

①消費者契約において、債務不履行、契約の履行に際しての不法行為、瑕疵担保責任等に基づき事業者が負うこととなる損害賠償責任を免除または一部免除する特約(同法8条)。

②消費者契約において、契約の解除に伴う損害賠償額または契約に基づく金銭の支払義務を消費者が遅延した場合の損害賠償額の予定または違約金を定めるときにその額が一定の制限を超える場合、その制限を超える部分（同法9条）。

③上記①および②に該当しない場合であっても、民法、商法その他の法律の任意規定の適用による場合に比べて消費者の権利を制限しまたは消費者の義務を加重する特約で、その程度が民法第1条第2項の基本原則に反するもの（同法10条）。

民法90条は一方が暴利を得るような契約など公序良俗に反するものを無効としています。消費者契約法は公序良俗違反にあたらなくても、情報・判断力において劣る立場にある消費者の正当な利益を侵害するような契約条項を無効として、消費者の保護をはかっているのです。

